

富士見市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき令和4年度定例監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月31日

富士見市監査委員 鈴 木 弘 基 印

富士見市監査委員 尾 﨑 孝 好 印

令和4年度

定例監査結果報告書

富士見市監査委員

令和4年度定例監查結果報告書

本定例監査(以下「監査」という。)は、富士見市監査委員監査基準(令和2年監査告示第3号)に準拠し実施した。

1 監査の実施場所及び日程・対象課所

EL * # # I			
監 査 実 施 日 	┃		
実 施 場 所			
令和 4 年10月13日(木)	(午前)教育部水谷公民館		
7和 4 平I U月 I 3日 (水)	経済環境部 産業経済課		
	(午後) 教 育 部 難波田城資料館		
第4会議室(監査委員事務局内)	子ども未来部 子育て支援課		
令和 4 年10月19日(水)	(午前) 協働推進部 ふじみ野交流センター		
アが14年10月19日(水)	" ピアザ☆ふじみ		
	(午後)子ども未来部 子ども未来応援センター		
各施設内	健康福祉部 健康増進センター		
令和 4 年10月25日(火)			
174 4 T 1 0) 1 2 0 H () ()	(午前) 建 設 部 水道課		
第4会議室(監査委員事務局内)	(午後) "下水道課		
カセム			
令和 4 年10月26日(金)	(左後) 数		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(午後)教育部水谷東公民館 ※ 森 郊 聯島課		
	総務部職員課		
第4会議室(監査委員事務局内)	教育 部 学校教育課 		
令和 4 年11月 9日(水)	ル 水谷小学校		
	│ (午後) 〃		
各学校会議室	四中学校		
令和 4 年11月10日(木)			
	(午後)教育部勝瀬小学校		
各学校会議室	<i>"</i> 勝瀬中学校		
1 1 人 A 成工			

令和 4 年11月18日(金)	(午前) 政策財務部 財政課 都市整備部 都市計画課	
第4会議室(監査委員事務局内)	(午後)市 民 部 収税課建 設 部 道路治水課	
令和 5 年 1月12日(木)	(午後) 危機管理課 協働推進部 文化・スポーツ振興課	
第4会議室(監査委員事務局内)	勝関推進部 文化・ベホーク振興課 会 計 室	

2 施設調査の日程及び対象施設

※施設調査の目的

定例監査を効果的に執行するため、定例監査の対象課所が所管する公の施設を実地調査し、当該施設の現状を把握することを目的とする。

調査実施日	調査対象施設
令和 4 年10月19日(水)	(午前)協働推進部 ふじみ野交流センター"ピアザ☆ふじみ(午後)子ども未来部 子ども未来応援センター健康福祉部 健康増進センター
令和 4 年11月16日(水)	(午前)都市整備部 交流施設(みずほ台中央公園内) 教 育 部 難波田城資料館
令和 5 年 1月16日(月)	(午前)教育部水谷東公民館 "水谷公民館

3 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象課所における令和4年4月1日から監査実施日の前月又は前々月の末日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかどうか、また、リスクアプローチの観点から、市が事務局を務める任意団体で、市職員が職務として当該団体の現金出納事務を行っているもの(市から補助金を受け入れているものを含む。)について、各課所に提出を求めた監査資料を通査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて質問を行った。また、監査対象課所が所管する施設を実査し、施設内の消

耗品や備品等の管理状況及び施設の維持管理状況等を確認した。

小・中学校を対象とした監査では、郵便切手や交付された補助金の出納保管状況のほか、校内の消耗品や備品等の管理状況及び校舎等の維持管理状況を確認した。

【市が事務局を務める任意団体(※上記監査対象課所が所管するもの。)】

	任意団体の名称	所 管 課 所
1	富士見市健康まつり実行委員会	健康増進センター
2	FUJIMI☆クラフトビアフェスタ実行委員会	産業経済課
3	富士見市市制施行50周年記念花火大会実行委員会	II
4	子どもスポーツ大学ふじみ実行委員会	文化・スポーツ振興課
5	富士見市国際友好協会	IJ
6	富士見市民文化祭実行委員会	II
7	FUJIMI音楽祭実行委員会	IJ
8	富士見市舞台芸術鑑賞会	IJ

4 監査の結果

監査の対象となった課所及び小・中学校における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市が事務局を務める任意団体で市職員が職務として行っている当該団体の現金出納事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査終了後、所属長、学校長及び関係職員に対して講評を行った。

また、事務処理上注意すべき事項は、以下のとおり口頭で改善等を指導した。

(1) 収入関係事務について

ア 納入通知書兼領収書により納入通知をすべきところ、納付書兼領収書が用いられているものが見受けられた。

- イ 納入通知書兼領収書に納入の期限を記載していないものが見受けられた。
- ウ 出納員は収納報告書により会計管理者に収納の報告をすべきところ、収納報告 書が作成されていないものが見受けられた。
- エ 調定書に決裁印もれや決裁年月日の記載もれが見受けられた。
- オ 富士見市事務決裁規程に定めのある専決権者以外の決裁のものが見受けられた。

(2) 支出関係事務について

ア 資金前渡概算払いの精算を失念し、事務終了後10日以内に精算していないも

のが見受けられた。

(3) 契約関係事務について

- ア 富士見市契約規則で規定する契約書に記載すべき事項が不足しているものが見 受けられた。必要事項を精査したうえで契約書を作成するよう要望する。
- イ 標準委託契約書による契約で、約款による総則や必要な仕様書が添付されていないものが見受けられた。約定すべき事項を確認し、契約書を作成するよう要望する。
- ウ 起案決裁文書の別紙に契約起案として記載すべき事項(例えば、契約保証金 (免除の場合はその旨)や契約金の支払の時期などの必要記載事項)が記載され ていないものが多数見受けられた。この契約起案の必要記載事項は、起案決裁文 書に添付された契約書(案)の重要項目として約定されるものであるから、記載 もれのないよう要望する。
- エ 随意契約の実施(起工)及び業者選定伺い起案決裁文書に、見積書の提出依頼 文書(案)が添付されていないものが多数見受けられた。業者に対して見積書の 提出を依頼するときは、公文書として書面によることを、更に見積書の宛先や提 出期限など諸注意を当該書面に記載したうえで依頼することを要望する。
- オ 起案決裁文書(支出負担行為伺兼決定書を含む。以下同じ。)に添付された見積書に、日付(見積年月日)の記載のないものが多数見受けられた。見積書の日付は、提出依頼日から提出期限までの間に、見積書が適正に作成し、提出されたことを確認するための重要な証拠資料であるから、業者に対して日付(見積年月日)を明記して提出するよう指導してください。
- カ 富士見市事務決裁規程に定めのある指定合議先の合議を受けていない文書が見受けられた。
- キ 業者から工事又は修繕完成時に提出される工事記録写真が添付されていないものが見受けられた。

(4) 備品の管理関係事務について

- ア 備品台帳の購入年月日欄に購入年月のみ記載しているものが見受けられた。同 欄には、購入年月日まで正確に記載してください。
- イ 廃棄簿の備品番号が備品台帳に記載された備品番号と一致しないものが見受け られた。

(5) 補助金関係事務について

ア 市が事務局を務める任意団体の事務において、出納簿が作成されていないものが確認された。補助金執行手続ガイドラインにおいて、入出金のわかる出納簿の作成を依頼することとされており、金銭の流れを把握するうえで必要な書類であることから、適正な事務処理をおこなっていただくよう要望する。

(6) 公印の適正な使用・管理について

ア業者から徴取した請書に市長印が押印されているものが見受けられた。

(7) 公用車運行日誌について

ア 運行前、運行後に必要なチェック項目について、改正道路交通法施行規則により、運転前後の酒気帯び確認が義務化されていることから、公用車運行日誌におけるチェックは確実に実施されるよう要望する。

まとめ (意見)

定例監査の結果については、以上記述したとおりである。

今年度においては、6月から職場内コミュニケーションの醸成に替わるものとして、 各課所が事務ミスを防止するための方策を検討・実践する取り組みを実施し、7月には 「文書・契約・財務・会計事務」に関する職員研修が実施され事務処理全般について組 織内の統一を図っているものと認識している。

しかし、依然としてこれまでの定例監査において是正・改善を指導してきた事務処理 における基本的な誤りが多数見受けられた。

各課所の所属長を始めとした職員を指導する立場の者は、法令等の根拠に則した所属職員による適正な事務処理が確保されるよう、再度、研修時の資料等を活用し、小さな事務ミスもリスクと捉え、再発防止につながる点検、研修(OJT)の実施等、課所内における内部統制の整備と運用の充実・強化に努めていただきたい。

また、市が事務局を務める団体の現金出納事務についても、引き続き公金同様に、組織的なチェック機能を十分に働かせていただきたい。

むすびに、今回の定例監査で指導した事項については、職員間でその内容を共有し、 速やかに是正し、又は改善をしていただくよう要望するとともに、再発防止が図られる よう、財務会計事務全般にわたって、適時、点検に努めていただくよう重ねて要望する。 そして、なお一層財務会計事務の適正な執行の確保に努め、市民福祉の増進に向けてよ り効率的で効果的な諸施策の推進・展開が図られることを期待するものである。

以上、令和4年度定例監査結果報告とさせていただく。